

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">奥州市営建設工事請負契約書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 建設発生土の搬出先等</u></p> <p><u>(1) 搬出予定あり（建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。）</u></p> <p><u>(2) 搬出予定なし</u></p> <p><u>8 略</u></p>	<p style="text-align: center;">奥州市営建設工事請負契約書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 略</u></p>
<p style="text-align: center;">奥州市営建設工事請負仮契約書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 建設発生土の搬出先等</u></p> <p><u>(1) 搬出予定あり（建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。）</u></p> <p><u>(2) 搬出予定なし</u></p> <p><u>8 略</u></p>	<p style="text-align: center;">奥州市営建設工事請負仮契約書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 略</u></p>